

## 随意契約理由書

件名	葺合山林方面第10号線法面復旧工事	
契約の相手方	山崎建設 株式会社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項8号に該当	
随意契約の理由	<p>本工事については、指名競争入札に付したが、平成31年1月30日に応札がなく入札中止、同3月1日に制限付一般競争入札に付したが応札がなく入札中止となった。その後、業者にヒアリングを行い、重機による施工が難しいことが判明したことから、設計内容の見直しを行い、令和元年10月30日に制限付一般競争入札に付したが、応札がなく入札中止となったものである。</p> <p>工事予定箇所は、平成30年7月の豪雨により道路の上、下法面が崩壊したものであり、被災後から現在に至るまで通行止をしていることから、地元からの早期復旧が求められている。</p> <p>上記業者は、「明石神戸宝塚線(カーブNo.99近傍)災害復旧工事」を施工しており、災害復旧工事の実績がある。</p> <p>よって、地方自治法施工令第167条の2第1項第8号「競争入札に対し入札者がいないとき、又は再度入札に付し落札者がいないとき」に該当するため、上記業者に本工事を随意契約し、速やかな現場着手を図ることとする。</p>	
k	建設局道路部工務課 工務第2係 建設局中部建設事務所 安全推進係	(電話番号 595-6428 ) (電話番号 511-0515 )